

令和元年12月10日招集

第7回若桜町議会定例会会議録

(令和元年12月10日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第88号	令和元年度若桜町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
2	議案第89号	令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
3	議案第90号	令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
4	議案第91号	令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
5	議案第92号	令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
6	議案第93号	若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決
7	議案第94号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
8	議案第95号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
9	議案第96号	若桜町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の一部改正について	原案可決
10	議案第97号	若桜町法定外公共物管理条例の一部改正について	原案可決
11	議案第98号	若桜町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
12	議案第99号	若桜町簡易水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
13	議案第100号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
14	議案第101号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
15	議案第102号	若桜町教育委員会の委員の任命について	原案同意
16	議員提出議案 第9号	若桜町議会委員会条例の一部改正について	原案可決

令和元年第7回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和元年12月10日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	山本 伸一
	総 務 課 長	竹本 英樹	ふるさと創生課長	谷本 剛
	町民福祉課長	藤原 祐二	税 務 課 長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	教 育 長	新川 哲也
	保健センター所長	山根 葉子	教育委員会次長	山口 由企夫
	包括支援センター所長	寺西 満	出 納 室 長	上川 恭子

会議の顛末

本会議（12月10日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第7回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番山本晴隆議員、8番中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸案の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、教育民生常任委員会の調査研究結果の報告を行います。

若桜町議会9月定例会における議決に基づいて、教育民生常任委員会の調査研究の報告書が提出されています。

教育民生常任委員会の調査研究について、報告させます。

教育民生常任委員長 青木一憲議員。

議員（青木一憲）

若桜町議会報告第32号、令和元年12月9日、若桜町議会議長 川上守様。

教育民生常任委員会 委員長青木一憲、副委員長山根政彦、委員中尾理明、同じく梶原明、同じく川上守。

教育民生常任委員会調査研究報告書。教育民生常任委員会は、令和元年9月議会定例会において議決された調査研究を行ったので、その概要を次のとおり報告します。

1. 調査日、令和元年11月25日月曜日。
2. 調査地、福井県若狭町 農業生産法人 有限会社「かみなか農楽舎」
3. 調査事項、農業の担い手育成について。
4. 参加者、委員5名、農林建設課職員1名、議会事務局長の計7人です。

5. 調査の内容、①自治体初の就農定住事業。農業者の高齢化と後継者担い手不足は、多くの農村で抱えている深刻な問題の中、福井県若狭町では、農業者のほとんどが兼業農家となり、遊休農地の増加、過疎化対策が課題となっている。こうした中、行政と集落住民とが主体となり、大阪の企業 株式会社 類設計室と協力・出資して、「都会からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する」ことを趣旨・目的とする「有限会社かみなか農楽舎」を設立した。

②農楽舎の設立の経緯と事業内容。「本当に目指すのは地域の活性化であり、そのためには農地保全と後継者の育成が重要」という問題意識から、就農定住事業のための研修事業をメインにおき、インターンシップ事業、体験事業、農業再生事業、直販事業の5つの事業を行う法人として、平成13年11月に設立され、平成14年度から受け入れを開始した。出資割合ですけど、町が50%、集落が30%、類設計室グループが20%です。

役員には類設計室常務を社長に迎え、副町長、地元で採用した栽培管理者の3名で事業

を開始し、社員がいない間は町職員が専従し、人材募集、農業ビジョンとの整合性、農地集積、就農先の斡旋などを行った。

現在、取締役、社員、研修生は11名となっており、地域の農地を約44ヘクタールを耕作している。また、法人としての収益性を高めるべく、生産物の約5割を関西エリアの個人・飲食業者等へ直販している。

ア.としまして、研修生の募集は主に都会の若者20代から30代を募集している。

イ.研修生の待遇として、生産を担う責任を持ってもらうため、研修生1名に対し、1年目は月5万円、2年目は月7万円を研修奨励金とし、町内に就農する場合は法人より42万円の就農支援金を支給している。

ウ.研修内容、原則2年間の研修を行う。農業だけではなく、農村で暮らし、地域の歴史・文化、地元の方との交流を深めることも研修の一環にしているそうです。

卒業後です。どのような農業を希望するかなど、具体的な面接を行政と農楽舎の職員と行った上で、農地・農業機械・住宅・居住集落との世話人を確保し、卒業後スムーズに集落へ入っていくよう準備をする。

現在、卒業生は46名、うち2名は直接社員採用です。町内に定住した方は24名、うち2名は地元出身者、その他、町外 小浜市に定住し、就農している方が1人ということです。

6.まとめとしまして、本町では米やエゴマの施設面は整ってきているが、後継者や担い手不足から耕作放棄地が増えている。これを解消するためには、人材を育成するとともに、担い手として独立でき、生活していくための環境整備が必要である。そのためには、核となる組織を立ち上げ、人材育成と1次産業から6次産業まで行える組織の立ち上げが必要であると考えている。

あわせて、行政任せではなく、「農業の後継者を育てる」という気持ちを農家の方々に持

っていたいただき、営農指導、技術指導も含め、後継者・担い手育成に住民も一緒になってできる体制づくりが必要であると感じた。

以上です。

議長（川上守）

次に、議員派遣報告を行います。

若桜町議会9月定例会において議決し、派遣を決定しました議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第33号 東部町議会議長会議員研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第88号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

12月4日に、今季のインフルエンザの流行が始まったと県から発表がございました。昨年より3週間程度早まっております。多くの患者からA型が検出されており、症状は高熱や関節痛などとのことでございます。

インフルエンザは、ワクチンの接種である程度症状をやわらげるとともに、マスクの着用や手洗い、うがいなどの感染予防も重要でございます。高齢者の多い本町では、感染予防が特に重要であり、拡大抑止に向けて注意を払っていきたいと思っておりますのでございます。

さて、本日ここに、令和元年第7回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜わり、令和元年度一般会計補正予算及び諸議案等のご審議をいただきまことに對し、感謝を申し上げる次第でございます。

まずもって、11月24日に開通式がございました、国道482号の菴米バイパスの件

でございます。全長1,244メートルのわかさ氷ノ山トンネルを中心とした大規模プロジェクトでございましたが、本県選出の国会議員、鳥取県知事等をお招きし、また、町議会議員の皆様のご出席を賜わり、盛大に開通式を行うことができました。

難関箇所もあったと聞き及んでおりますが、これで交通隘路区間が解消され、平成24年11月に開通しました茗荷谷・淵見バイパスとあわせ、交通の円滑化と観光の振興、地域住民の安全確保に大きく寄与することとなりました。

これからは、観光客誘致や兵庫県側との交流など、さまざまな形でこの道路が末永く利用されることを願ってやみません。用地提供者や施工業者など、全ての関係者の皆様にお礼申し上げたいというふうに思っております。

次に、国政におきまして、12月5日に事業規模26兆円の経済対策が閣議決定されました。台風19号などの大規模災害からの復興や、国土強靱化の推進、景気の下ぶれ対策等が中心ではございますが、昨年の西日本豪雨の被災地でもございます本町でも、災害に強い地域を目指し、使えるものは使っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、12月7日には、わかさこども園の生活発表会が行われ、子どもたちが歌や合唱など、これまで園で学んだ成果を發揮し、保護者の皆さんに成長した姿を見せておりました。子どもたちは、みんな素直に、また元気よく育ってくれておりました。

さらに、来週末の12月21日には、いよいよ氷ノ山スキー場のスキー場開きでございます。雪が心配な部分はございますが、十分に積もっていただき、にぎわいのあるスキー場開きになればと期待しているところでございます。町民の皆さんをはじめ、多くの方に氷ノ山においていただき、スキーやスノーボードなどウィンタースポーツを楽しんでいた

だけばというふうに思っております。

それでは、ただいま議案となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第88号 令和元年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,045万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億4,265万8千円とするものがございます。

また、第2条の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」、第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を1,250万8千円減額するなど、その他の補正と合わせまして総額1,583万7千円を減額いたしました。県支出金では、しっかり守る農林基盤交付金を116万6千円減額し、障がい児入所給付費等負担金を55万2千円、中山間地域を支える水田農業支援事業補助金を159万4千円追加するなど、その他の補正と合わせまして総額128万円を追加いたしました。

財産収入では、物品売払代金、第1分団の消防車として15万円を追加いたしました。繰越金では、前年度繰越金として1,193万3千円を追加いたしました。諸収入では、清算金と補償金を合わせまして総額163万3千円を追加いたしました。

町債では、各事業の実績及び必要見込額により、過疎対策事業債2,130万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたって行っており、総額259万7千円を追加いたしました。総務費では、交通対策費のバス運行事業に305万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額673万7千円を追加いたしました。

民生費では、社会福祉総務費の国民健康保

険事業繰出金に66万円、障がい者福祉費の支援費事業に221万2千円をそれぞれに追加するなど、その他の補正と合わせまして総額357万6千円を追加いたしました。

衛生費では、塵芥処理対策事業に20万円、簡易水道施設費の簡易水道事業への繰出金に38万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額31万4千円を追加いたしました。

農林水産業費では、農業振興費の補助金に298万3千円を追加し、農地費の農業用施設改修事業に276万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして総額108万7千円を追加いたしました。

商工費では、観光事業費の道の駅管理事業費に53万9千円、氷ノ山集客促進事業費の氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業に130万2千円をそれぞれ追加するなど、総額184万1千円を追加いたしました。

土木費では、道路維持費の町道補修事業に176万4千円、住宅管理費の町営住宅管理事業に100万円をそれぞれ追加するなど、その他の補正と合わせまして総額338万7千円を追加いたしました。

消防費では、非常備消防費に12万3千円を追加いたしました。

教育費では、文化財保護費の若桜町誌編さん事業に245万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額339万4千円を追加いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第89号 令和元年度若桜町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第90号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第91号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第92号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第89号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,791万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,807万9千円とするものでございます。歳入につきましては、保険給付費等交付金を2,725万4千円、一般会計繰入金を66万それぞれ追加いたしました。

また、歳出につきましては、総務費では一般管理費に66万円追加し、保険給付費では、一般被保険者療養給付事業に2,320万9千円、一般被保険者高額療養事業に380万円を追加するなど、その他の補正と合せまして総額2,725万4千円を追加いたしました。

続きまして、議案第90号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,480万9千円とするものでございます。歳入につきましては一般会計からの繰入金を38万1千円追加いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費では一般管理費を50万3千円減額し、簡易水道施設費では修繕費の維持修繕事業に88万4千円を追加いたしました。

続きまして、議案第91号 令和元年度若桜

町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ30万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,515万8千円とするものでございます。これは、一般会計からの繰入金30万4千円を職員手当に充当するものでございます。

続きまして、議案第92号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,474万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入を雑入へ町有自動車共済金として7万7千円を追加いたしました。歳出では、索道費の索道管理費に7万8千円を追加し、予備費で調整いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第93号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第94号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第93号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につい

て、でございますが、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第94号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、でございますが、これも、会計年度任用職員制度が創設されるにあたり、所要の改正を行うとともに、地方公務員の育児休業に関する法律、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、所要の改正をあせて行うものでございます。

続きまして、議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、一般職の給与に関する法律の規定に基づき、勤務1時間当たりの給与額の算出について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第96号 若桜町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第96号 若桜町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、町有

地等の機能保全及び地域の美観の維持を図り、快適な生活環境の創造に寄与することを目的とし、放置されている原動機付自転車や自転車についても適正に処理するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 8

議案第 9 7 号 若桜町法定外公共物管理条例の一部改正について、議案第 9 8 号 若桜町道路占用料徴収条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 9 7 号 若桜町法定外公共物管理条例の一部改正について、及び議案第 9 8 号 若桜町道路占用料徴収条例の一部改正について、でございますが、どちらも消費税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 9

議案第 9 9 号 若桜町簡易水道事業の給水条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 9 9 号 若桜町簡易水道事業給水条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町簡易水道統合事業の一部完了に伴い、料金統一に向けて所要の改正に向けて行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 10

議案第 1 0 0 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 1 0 0 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、でございますが、これは、会計年度任用職員制度を創設することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 1 1

議案第 1 0 1 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 1 0 1 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、でございますが、これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る規定を改めるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 1 時 5 9 分 散 会